

第 4 0 号議案 長崎市火災予防条例の一部を改正する条例

目次

1	改正理由	2 ページ
2	簡易サウナ設備の定義等	2 ページ
3	改正内容	3 ～ 4 ページ
4	施行期日	4 ページ
5	新旧対照表	5 ～ 7 ページ

消 防 局

令 和 8 年 2 月

## 1 改正理由

近年のサウナブームを背景に、簡易サウナ設備が全国で増加していることから、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和7年1月12日総務省令第101号）」が公布されたことに伴い、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理に関する基準等を定める必要がある。

また、住宅における火災の予防を推進するため、出火防止に資する住宅用防災機器の普及促進等に努める施策を定めたい。

## 2 簡易サウナ設備の定義等

### (1) 定義

屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。

### (2) 主な特性

ア 放熱設備の熱量が小さく、単体で屋外など外気に開放されている場所に設置する。

イ テントやバレルの外側表面が外気にさらされており、構造上も外部に熱が逃げやすいことから、加熱されても可燃物の内部に熱が蓄積されづらい。

ウ 通常15分～20分ごとに人が出入りすることで換気されるため、定期的にサウナ室全体の温度が下がる。

サウナ室		放熱設備	
テント型	バレル型	薪	電気
			

(引用) 総務省消防庁 「可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会（以下「検討会」という。）」報告書

### 3 改正内容

(1) 簡易サウナ設備に関する事項【第7条の2、第7条の3及び第52条関係】

ア 簡易サウナ設備の位置、構造及び管理に関する基準

(ア) 放熱設備と周囲の可燃物との火災予防上安全な距離

火災予防上安全な距離として、放熱設備から放出された熱によりその周囲の可燃物が引火しない距離を確保することを規定する。



【火災予防上安全な距離の例】

簡易サウナ設備の種類		火災予防上安全な距離 (cm)			
		上方(a)	側方(b)	前方(c)	後方(d)
テント型サウナ室	放熱設備(薪)	100	25	50	15
	放熱設備(電気)	70	10	10	10
バレル型サウナ室	放熱設備(薪)	105	20	105	30
	放熱設備(電気)	65	15	15	15

(引用) 総務省消防庁 検討会報告書

(イ) 安全を確保する装置等

- a 電気を熱源とする簡易サウナ設備については、簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に、直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けることを規定する。
- b 薪を熱源とする簡易サウナ設備については、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することを規定する。

イ 一般サウナ設備の定義

簡易サウナ設備を追加することに伴い、現行のサウナ設備を一般サウナ設備として定義する。

ウ 火を使用する設備等の設置の届出

簡易サウナ設備について、個人が設けるものを除き、一般サウナ設備と同様に届出を要することを規定する。

(2) 住宅における火災の予防の推進に関する事項【第29条の7関係】

大規模火災の発生や高齢化の進展の中で、住宅における火災の予防の推進が重要な課題であること等を踏まえ、本市が住宅における火災の予防を推進するための施策の実施に努めることを規定する。

ア 主な住宅用防災機器等

【住宅用防災警報器】



【住宅用消火器】



【エアゾール式簡易消火具】



【感震ブレーカー】



【防災品】



イ 住宅用防災機器等の普及促進と火災予防活動の推進に係る主な取組み

【地域の防火防災訓練】



【防火講話】



【市民防火のつどい】



【住宅防火防災推進シンポジウム】



【長崎市公式LINE】  
毎月10日は防火の日

みんなのまわりで起こっている火事を知ろう

- ◆令和6年の主な原因
  - 1位 たばこ(16件)
  - 2位 たき火(15件)
  - 3位 電気器具・配線(9件)
- ◆過去10年の死傷者リスクの高い原因
  - 1位 ストース
  - 2位 たばこ
  - 3位 電気器具・配線
- ◆着火物として多い物
  - 布団 座布団 衣類 畳 バッグなど

ほくたちに出ることは何かが？

- 燃えやすいものはストーブから離そう
- 調理中子どもの手を離れないうちにしよう
- 火の始発は鼻をさして確認しよう
- 電気器具や配線の状態をこまめに確認しよう
- コンセントの挿し込みはこまめに確認しよう
- 燃えやすい物を載せている床に火に近づかない
- スマートフォンは充電完了まで充電しない

小さな火が大きな火になるから、みんなの火の用心が家族を守る唯一の魔法だね！！

火災予防活動推進員(市) 11/19(土) 着火日 足止め火を止め 準備よし

毎月10日は防火の日

【一人暮らし高齢者世帯に対する住宅防火訪問】

住宅防火診断チェック票

ご家庭環境にあった防火診断(○×方式)を行い火災を未然に防ぎましょう！

項目	判定	チェック内容
コンロ		コンロから離れるときは必ず火を消していますか？
		コンロの周りに燃えやすいものはありませんか？
		ガスホースにひびきはありませんか？
ろうそく		その場を離れるときは必ず火を消していますか？
ロケット		ロケットの裏で回り回りが燃えているものはありませんか？
ストーブ		ストーブの近くに燃えやすいものはありませんか？
		ストーブで洗濯物を乾かしたことはありませんか？
		火を消さずに給油をしたことはありませんか？
たばこ		寝たばこはしていませんか？
		灰皿に灰をためていませんか？
		灰皿は水に浸して完全に消火してから捨てていますか？
コンセント		タコ足配線になっているところはありませんか？
		コンセント周りには物が落ちていませんか？
		コードを束ねていませんか？
世帯用防火警報器		住宅用火災警報器を設置していますか？
		設置してから10年以上経過していますか？

診断結果

×がついたところは火災の危険性がとても高いところになります！  
火災から大切な命を守るため必ず改善しましょう。  
改善するポイントは、「**燃えにくい**の心を守る10の用心ポイント」  
をご案内するなか、お近くの消防署へお問い合わせください。

4 施行期日

令和8年3月31日

## 5 新旧対照表

長崎市火災予防条例（昭和37年長崎市条例第6号）

改正後	改正前
<p data-bbox="324 331 645 363">○長崎市火災予防条例</p> <p data-bbox="766 379 1086 459">昭和37年3月31日 条例第6号</p> <p data-bbox="230 475 293 507">目次</p> <p data-bbox="257 523 593 555">第1章～第9章 [略]</p> <p data-bbox="280 622 533 654"><u>（簡易サウナ設備）</u></p> <p data-bbox="230 670 1086 750"><u>第7条の2 簡易サウナ設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p data-bbox="257 766 1086 989"><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p data-bbox="257 1005 1086 1276"><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。</u></p>	<p data-bbox="1198 331 1518 363">○長崎市火災予防条例</p> <p data-bbox="1639 379 1960 459">昭和37年3月31日 条例第6号</p> <p data-bbox="1108 475 1171 507">目次</p> <p data-bbox="1135 523 1471 555">第1章～第9章 [略]</p> <p data-bbox="1153 622 1249 654">[新設]</p>

改正後	改正前
<p><u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。</u></p> <p>（<u>一般サウナ設備</u>）</p> <p><u>第7条の3 一般サウナ設備</u>の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>一般サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</p> <p>（住宅における火災の予防の推進）</p> <p><u>第29条の7 本市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</u></p>	<p>（サウナ設備）</p> <p><u>第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備</u>（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</p> <p>（住宅における火災の予防の推進）</p> <p>第29条の7 [新設]</p>

改正後	改正前
<p><u>(2) 住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進</u></p> <p><u>2</u> 住宅の関係者は、住宅における火災の予防を推進するため、第29条の3第1項各号に掲げる部分のほか、台所その他の火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分における住宅用防災警報器その他の火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する機器の設置に努めるものとする。</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出等)</p> <p>第52条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）</u></p> <p>(7) <u>一般サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(7)の2～(15) [略]</p>	<p><u>1</u> 住宅の関係者は、住宅における火災の予防を推進するため、第29条の3第1項各号に掲げる部分のほか、台所その他の火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分における住宅用防災警報器その他の火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する機器の設置に努めるものとする。</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出等)</p> <p>第52条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>(7) <u>サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(7)の2～(15) [略]</p>

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。